

犬山浄水場始め2 浄水場排水処理及び常 用発電等施設整備・運営事業

落札者決定基準

平成26年5月

愛知県企業庁

1. 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、愛知県企業庁（以下「県企業庁」という。）が「犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、「愛知県営浄水場排水処理施設 PFI 事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、最も優れた入札参加者を選定するための方法や評価項目等を定めるものです。また、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとしします。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の定義と同じものとしします。

2. 事業者選定の概要

（1）事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札としします。

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を長期間にわたり一括して民間事業者に委託することにより、民間事業者の幅広い能力・ノウハウが活用され、安定かつ効率的な脱水処理業務の遂行と、発生する脱水ケーキの適正な再生利用の促進を期待するものです。また、犬山浄水場については、太陽光発電設備及び非常用自家発電施設としても機能する安定かつ効率的な常用発電設備を導入します。事業者の選定に当たっては、入札価格、設計・建設、運営・維持管理に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価します。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号。その後の改正含む。）が適用されます。

（2）審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施します。「提案審査」は、要求水準書に示す内容を満足しているか否か、また、業務遂行能力の有無を確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行います。（図1参照）

（3）審査体制

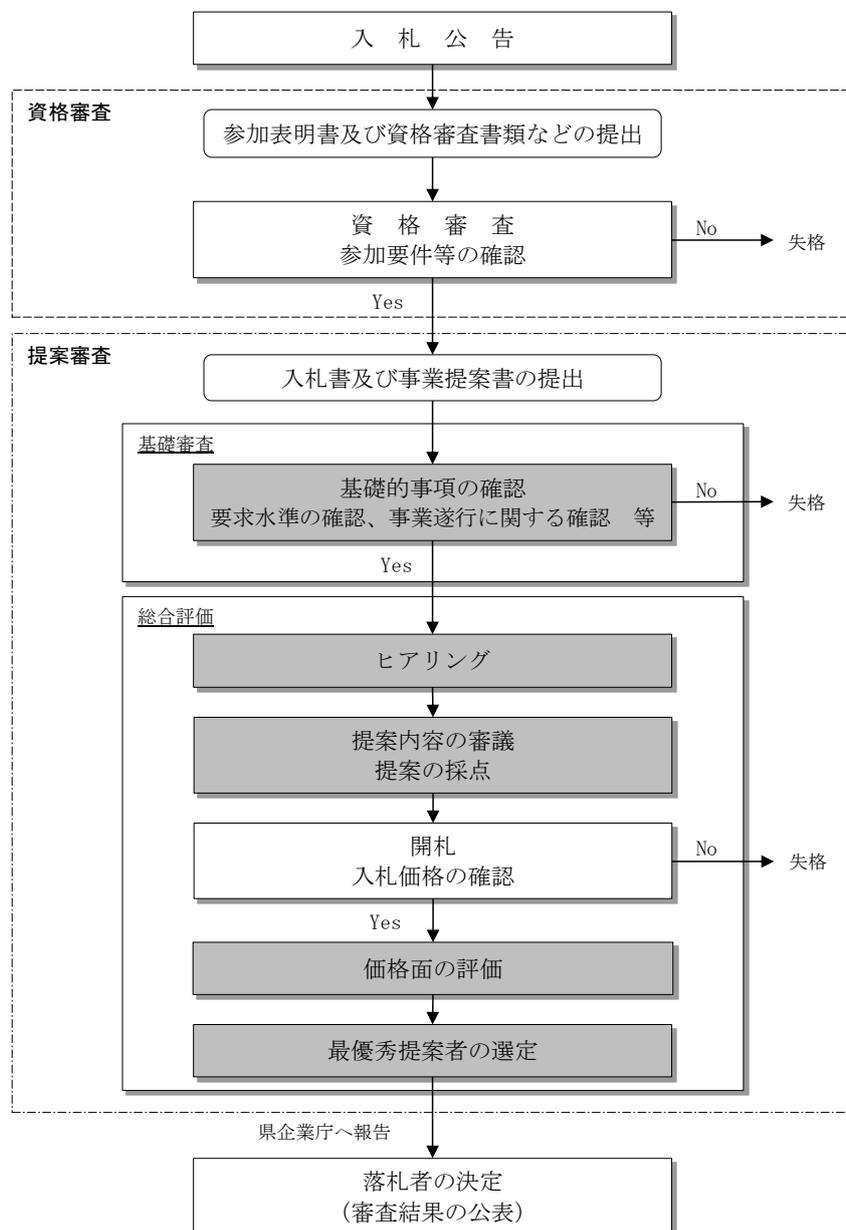
委員会は、入札参加者から提出された事業提案書の審査及びヒアリングを行います。なお、県企業庁又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを追加することがあります。

県企業庁が設置した委員会は、以下6名の委員により構成されます（敬称略）。

- 委員長 奥野 信宏（中京大学理事・総合政策学部教授）
- 副委員長 小川 光（名古屋大学経済学部教授）
- 委員 山田 俊郎（岐阜大学工学部准教授）
- 委員 松井 正喜（一般財団法人中部電気保安協会保安部担当部長）
- 委員 相津 晴洋（県総務部総務課長）
- 委員 種村充誉広（県企業庁技術監）

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

図1 落札者決定までの流れ



（注）網掛けは委員会

3. 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類等をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を県企業庁において確認します。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とします。

なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は、入札説明書の「3.4 応募者等の参加・資格要件」に示します。

4. 提案審査

(1) 基礎審査

本審査では、県企業庁及び委員会において、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認します。

1) 提出書類の確認

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

2) 要求水準の確認

各入札参加者の本件整備施設の設計・建設、運営・維持管理に係る提案内容が、県企業庁の要求する水準及び性能に適合していることの確認を「要求水準書」に基づいて行います。

3) 事業遂行に関する確認

事業遂行能力を有した提案内容になっているかどうかについて、以下の審査項目から確認を行います。

(ア) 事業提案書に関する審査項目

審査項目	審査内容
特別目的会社の組成内容	代表企業の出資比率が構成員の中で最も高くなっているか。構成員全てが出資しているか。出資者は構成員のみか。
資金調達の方法	資金調達先（出資、借入）、調達額、調達条件（金利等）が明示されているか。
融資機関からの関心表明書等の有無	融資機関の関心表明書等が添付されているか。（添付されていない場合、その合理的な理由が示されているか。）
借入金の返済能力	借入金の返済能力があるか。（DSCR \geq 1.0 以上）
保険の付保	県企業庁の要求する保険の付保が予定されているか。
事業収支計画と施設整備計画等の整合性	事業収支計画の前提条件が、施設整備計画等の提案内容と整合がとれた費用となっているか。また、算出根拠が明示されているか。
税金、金利等の前提条件の的確な設定	税金、金利等の前提条件が的確に設定されているか。
計数の整合性	各提案書類の計数の整合性がとれているか。
事業収支計算の適切性	収支項目の設定、事業収支計算等が適切に行われているか。
スケジュールの合理性	入札説明書等で定めた施設整備計画が守られ、かつ合理的な工程となっているか。

(イ) 構成員の財務状況に関する確認事項

確認事項	判断指標	審査内容
資力	事業キャッシュフロー 総キャッシュフロー	既存の事業活動の中で資金が生み出されているか。 なお、次のいずれかの場合は失格、または、代替信用補完措置が必要となる。 1) 事業キャッシュフローが3期連続で総額がマイナス値 2) 総キャッシュフローが3期連続で総額がマイナス値
信用力	経常収支 自己資本金	過去の経営状況を反映した総合的な信用力があるか。なお、次のいずれかの場合は失格、または、代替信用補完措置が必要となる。 1) 経常収支が3期連続で赤字 2) 自己資本金が3期連続で債務超過となっている
債務返済能力	利払能力 有利子負債比率	債務を負担し得る能力があるか。なお、次のいずれかの場合は失格、または、代替信用補完措置が必要となる。 1) 利払能力の最近期の値が1.0未満 2) 有利子負債比率の最近期の値が100%以上
代替信用補完措置	個々の補完措置につき判断	代替信用補完措置が必要である場合、第三者による履行保証等、適切な措置が付されているか。

(判断指標の算出根拠)

単体財務諸表を使用して以下の指標に基づき評価する。なお、必要に応じ連結財務諸表を確認する。

確認事項	判断指標	算出根拠
資力	事業キャッシュフロー	事業利益－支払利息および割引料＋減価償却費 (事業利益＝営業利益＋受取利息＋配当金)
	総キャッシュフロー	当期純損益－配当及び賞与＋減価償却費
信用力	経常収支	経常利益
	自己資本金額	純資産の部合計
債務返済能力	利払能力	(事業損益＋減価償却費) ÷ 支払利息及び割引料
	有利子負債比率	有利子負債 ÷ 使用総資本 (使用総資本＝流動資産＋固定資産＋繰延資産＋割引譲渡手形)

これら3つの確認事項のうち、一つでも審査内容に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とし、すべての要件に適合していると確認された入札参加者は総合評価の対象とします。

(2) 総合評価

1) 性能等に関する評価

(ア) 評価項目と配点

本評価では、委員会において、各提案内容を(ウ)に示す6つの評価項目により評価、採点します。なお、本評価の合計点は500点とします。

(イ) 採点基準(4段階評価方式)

入札価格を除いた性能等に関する評価では、各評価項目において、次に示す4段階により評価、採点することとします。

なお、評価点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出します。

表 1 評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点×0.25

(ウ) 性能等の評価項目における評価の視点と配点

評価項目		評価の視点	配点	
① 事業の安定性 に関する事項	1-1 事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の背景を把握し、その目的を理解している。 ・目的達成のための方針、施策を示している。 ・排水処理、太陽光発電及び常用発電についてのコンセプト及び基本的な考え方が網羅的かつ具体的に記述されている。 ・本事業が、営業中の浄水場内における設計建設業務及び運営維持管理業務であることを理解し、水質を含む浄水場の運営に影響を及ぼさない様に配慮されている。 	30	150
	1-2 事業の実施体制の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・対象2浄水場の品質及び費用を適切にマネジメントできる計画となっている。 ・事業関係者（県企業庁、2浄水場、事業者等）の連絡・協議体制が適切に提案されている。 ・設計建設計画及び運営維持管理計画の履行を担保する管理システムが提案されている。 ・適切な自己モニタリング体制が計画され、かつ、機能する提案となっている。 ・県のモニタリング（任意、不定期モニタリング含む。）に対して、直ちに協力することが可能な体制が提案されている。 	20	
	1-3 事業収支計画の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費及び運営維持管理費が適切に計上されている。 ・PIRR、DSCR が適切である。 ・施設整備計画、運営・維持管理計画と整合のとれた事業収支計画が立案されている（例：安定的な収支計画となっている）。 	20	
	1-4 資金調達計画の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な自己資本額が設定されている。 ・借入条件が具体的に明記されており、かつ、その条件に問題がない。 ・複数行からの関心表明書等が取得されている。 	20	

評価項目		評価の視点	配点	
① 事業の安定性 に関する事項 (再掲)	1-5 設計・建設計画等（業務スケジュール等）の適切性	<ul style="list-style-type: none"> 入札説明書等に示す事業スケジュールを踏まえ、各設計建設業務における主要な行事、調査、許可申請、事務手続き、設計建設、試運転、完成検査及び運転維持管理業務等に必要な業務引継等の工程が具体的に記述されている。 	20	150 (再掲)
	1-6 維持管理計画の適切性	<ul style="list-style-type: none"> 各設備の修繕点検項目及びその方法が具体的かつ適切に提案されている。 各設備の修繕点検計画の周期が具体的かつ適切に提案されている。 適切な人員、人材を配置する計画である。 適切な運転管理、維持管理計画である。 実績、経験等に裏付けされた信頼性のある計画である。 緊急時における対応が適切に提案されている。 	20	
	1-7 リスク対応の適切性	<ul style="list-style-type: none"> 本事業特有のリスクを認識している。 各リスクへの対応策が具体的かつ適切に提案されている。 SPC、構成員及び協力会社の間でのリスク分担が明確に分けられており、かつ、それぞれのリスクを負うべき主体が確認できる。 事業破綻回避の考え方が適切である。 SPC 又は構成員等の破綻時の対処方法が適切である。 	20	
② 排水処理施設 に関する事項	2-1 脱水設備の信頼性	<ul style="list-style-type: none"> 故障の発生を速やかに検知し、かつ、二重化などの対策が考慮されている。 水質事故（河川表流水の油事故等）に対する対策が考慮されている。 	30	120
	2-2 脱水設備の処理能力	<ul style="list-style-type: none"> 低濁度時から高濁度時まで十分に対応する処理能力を有する設計である。 犬山、尾張西部浄水場の汚泥性状に適した製品が選定されている。 	30	
	2-3 排水処理施設の維持管理能力	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場システム全体をよく理解し、浄水場システムと調和のとれた脱水機の運転管理方法が提案されている。 排水処理施設の運転支援業務について、適切な提案がなされている。 騒音、振動、臭気対策が具体的かつ適切に提案されている。 	30	
	2-4 脱水ろ液の水質管理	<ul style="list-style-type: none"> 濃縮槽、排泥池での汚泥の滞留時間を適正に管理する方法が具体的に提案されている。 異常ろ液の返送を防止する水質計器、システムが具体的かつ適切に提案されている。 	30	

評価項目		評価の視点	配点	
③ 脱水ケーキの再生利用に関する事項	3-1 利用計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・有価利用可能量について、受入表明書が添付されている、又は具体的な裏付けに基づくものであることが確認できる。 ・有価利用、非有価利用の計画が具体的かつ適切である。 ・脱水ケーキの品質確保や保管、運搬計画が具体的かつ適切である。 ・有価利用取引先の維持及び新規開拓並びに有効利用方法の研究開発等について提案がある。 	30	30
④ 常用発電設備に関する事項	4-1 既設受変電設備との接続	<ul style="list-style-type: none"> ・接続が可能であることが記載されている（接続検討申込書）。 ・系統連系に必要な既設受変電設備の改造が合理的である。 ・既設改造も含めて、信頼性の高い設計となっている。 ・逆流を発生させない回路が構築されている。 	30	110
	4-2 燃料消費量	<ul style="list-style-type: none"> ・より良い発電出力 1000kW あたりの燃料消費量が提案されている。 ・始動、出力調整等を考慮した実用燃費が適切に示されている。 	10	
	4-3 ブラックアウトスタート時の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時に確実かつ安全に起動できる。 ・非常時に安定的に発電できる信頼性の高いシステムである。 	30	
	4-4 受電設備のメンテナンスへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・片系停電時、系統切替時（L1, L2）の方法について、十分考慮されている。 ・受電設備の定期点検について、十分考慮されている。 	20	
	4-5 運転手法	<ul style="list-style-type: none"> ・負荷変動に追従した運転手法が具体的に記載されている。 ・日常の運転、監視が適切である。 ・故障発生時、メンテナンス時の運用方法が適切である。 ・機種、台数、容量の選定が適切である。 ・夜間のピークカット運転手法が具体的に記載されている。 	20	

評価項目		評価の視点	配点	
⑤ 太陽光発電設備に関する事項	5-1 発電出力	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの年間発電量 (kWh) が提案されている。 ・より多くの最大出力 (kW) が提案されている。 	10	50
	5-2 発電効率の持続性	<ul style="list-style-type: none"> ・発電効率の経年劣化に関する説明が、具体的かつ適切である。 ・発電能力を長期的に維持する手法が、具体的かつ適切である。 	20	
	5-3 故障対応体制 (迅速性)	<ul style="list-style-type: none"> ・故障部品の検出方法が適切である。 ・部品の供給体制が適切である。 ・耐震性、耐雷性等、故障防止策が具体的である。 ・日常の運転、監視が適切である。 	10	
	5-4 太陽光アレイの処分	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了時における太陽光アレイの撤去について産業廃棄物としての環境配慮がされている (有害物質の種類、含有量についての分析が適切である。含有物質のうち有害物質に関する考察及び想定される処分方法が適切に記載されている。) 	10	
⑥ その他提案に関する事項	6-1 廃熱利用に関する提案	<p>(排水処理への廃熱利用に関する総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水処理への廃熱利用が具体的に提案されている。 <p>(排水処理以外への活用に関する総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独創的なアイデアである。 ・実行可能なアイデアである。 	20	40
	6-2 環境対策のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な植栽計画など、必要な環境対策がされている。 ・太陽光発電等について適切なPRがなされている。 ・住宅等を含む周辺環境への配慮がなされている。 	10	
	6-3 地元への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・見学者施設が地元小中学校等の社会見学に役立つものとして企画されている。 ・本PFI施設を活用した地元住民向けの貢献策などが具体的に提案されている。 	10	
合計点			—	500

2) 入札価格の評価

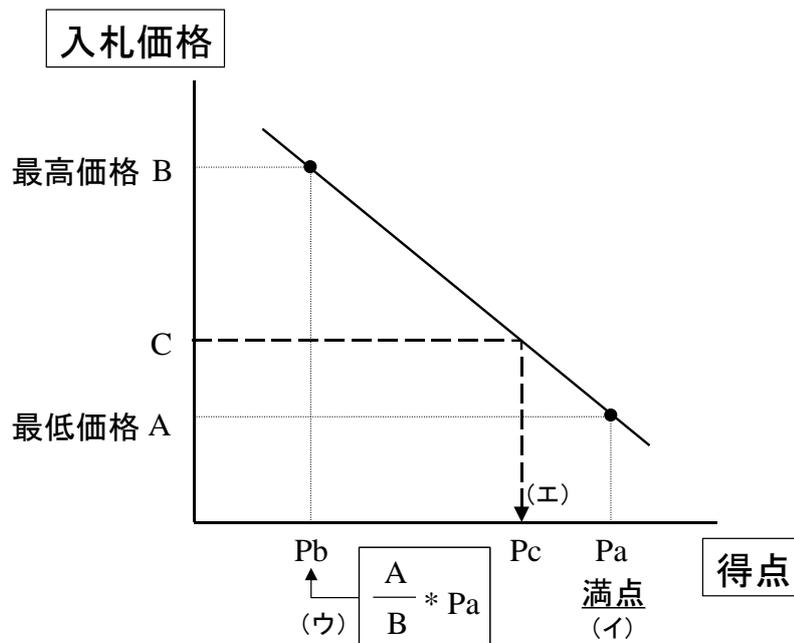
県企業庁は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、総合評価の確認対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

入札参加者の入札価格について、以下の考え方に基づいて得点化を行います。なお、満点は500点とします。

[考え方]

- (ア) 採点対象となる入札価格は、「県企業庁が支払うサービス購入料」（以下「入札価格」という。）とします。
- (イ) 入札参加者中で最低価格（A）を提示した提案を基準とし、それに満点（Pa）を付与します。
- (ウ) 他の入札参加者の得点は、入札参加者中で最高価格（B）を提示した提案から算出します。算出方法は、まず、最高価格に対する最低価格の割合（A/B）を求め、それに配点である満点（Pa）を乗じることにより最高価格の提案に得点（Pb）を付与します。
- (エ) 最高価格と最低価格との間に相当する入札価格を提示した提案については、最高価格の提案と最低価格の提案の得点の傾きをとり、そこに入札価格（C）を当てはめ、算出される得点（Pc）を付与します。なお、価格点は小数点以下第3位を四捨五入します。

図2 入札価格の得点化の考え方



3) 総合評価

性能等の評価に関する点数と入札価格の評価による点数を合計して総合評価します。
なお、それぞれの配点を合計し、総合評価は1, 000点満点となります。

表3 性能等の評価項目と配点

評価項目	合計
性能等の評価 (α)	500
入札価格の評価 (β)	500
合計 (α + β)	1,000

5. 落札者の決定

県企業庁及び委員会は、入札参加者の提案内容に対して、性能等に関する各評価項目について採点した得点と、入札価格を得点化したものを合計し、その合計が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定します。ただし、総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、県企業庁が当該者にくじにより最優秀提案者を選定します。

県企業庁は、委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。

なお、落札者が落札者決定時から事業契約締結時まで、入札説明書 3.4.1 及び 3.4.2 を欠くような事態が生じた場合は失格とします。

ただし、代表企業以外の構成員及び協力会社が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、県企業庁との協議の上、当該構成員及び協力会社の変更を認めることができることとします。